

監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松 井 秀 樹 殿

平成26年5月13日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 伊 藤 佳 江 印

監 事 鯨 井 康 夫 印

監 事 鄭 英 模 印

私ども監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表の数値は、会計帳簿に記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 会費入金率は高レベルにあり、未納定額会費の解消については回収の努力が認められた。
定率会費については、LSシステムの導入の結果、会員の受託事件数の把握が大幅に向上すると思われ、また、みなし退会制度の採用により徴収率の向上が期待できるが、引き続き、適正な徴収を図られたい。
- (3) 業務報告書未提出者に対する対応として、適正手続のもと25年度は臨時総会を開催して4名の除名処分に踏み切ったわけであるが、26年度も数名の処分者が出ると予測されている。
業務報告制度は、言ってみれば当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であるところ

ろ、この認識に欠ける会員が少なからずいることをあらわしている。これが当法人の存在を揺るがしかねない事態であることをしっかりと認識し、業務報告制度の周知徹底を図られたい。

- (4) 求められる事業の拡大が予想される中で、これに対応しうる組織体制づくりが肝要である。そのための組織財政改革を早急に実現されたい。

事務局体制については、職員の適正な労働環境を維持し、労働災害を招くことのないよう日頃から配慮されたい。支部事務局についても、配慮を怠ることのないよう本部において確認されたい。

なお、公益法人としての予算策定の適正化を図り、もって公益法人会計を維持するため、定率会費の比率の低減を含め、あるべき会費制度の実現を図られたい。

- (5) 当法人は、本部のほか全国50の支部がそれぞれ事業活動を行っているという特殊性があり、各支部の経理業務は各支部における担当役員が所管しており、会計監査については、各支部が選任する支部監査に委ねられている。そこで、担当役員による日々の経理事務の適正な処理と支部監査による会計監査の厳格さが求められるところであるが、今般の内閣府公益等認定委員会の立ち入り検査において、支部における監査体制のより一層の充実が望ましい旨の指導もあることから、引き続き徹底されるとともに、本部監事との連携が取れるような組織体制を検討されたい。

- (6) 備品等の購入についての支部経理規定の整合性が不十分であるので、当該規定の整備を計られたい。

- (7) 東日本大震災の被災対策については長期にわたる対応が求められる事柄であるが、引き続き支援をすすめるよう、要望する。

- (8) 事業報告書の内容は事実を的確に反映していると認められる。不祥事の発生の防止については真摯な取り組みが認められるが、なお一層努力されたい。

- (9) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上